

もりあい認定こども園(仮称)整備事業基本設計者選定プロポーザル  
質問回答書(令和5年6月27日・28日付け受付分)

福島市こども未来部  
幼稚園・保育課

No.	質問事項	回答
1	参加資格要件について、「福島市の令和5・6年度業務委託有資格者名簿に登録されている者」とありますが、登録予定でプロポーザル後の登録は認められないでしょうか。	参加表明時点で名簿に登録されていることが要件となりますので、認められません。 なお、令和5・6年度の福島市競争入札参加資格審査申請の受付は終了しているため、本プロポーザル参加目的であったとしても、新たに受付することは出来ません。
2	「工事等入札参加資格の申請」についてのHPより、名簿の登録が予約期間内でないという掲示を拝見したのですが、本プロポーザル参加目的ということで新たに予約受付を受理していただくことはありますでしょうか。	
3	現地の視察はさせていただけますでしょうか。個別視察、集団視察、日程等ございましたら教えてください。	個別視察・集団視察は予定しておりません。 整備予定地は一般市民が利用できる公園等のため、自由に見学可能です。見学の際は、利用者や周辺住民に充分にご配慮いただきますようお願いいたします。